

県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業実施要領

第1 趣旨

県南地域等の大消費地の量販店等に向けた県産有機農産物等の効率的な出荷・流通モデルの構築を支援することにより、県産有機農産物等の出荷にかかる労力やコストの削減、販路拡大を推進することを目的とする。

第2 事業内容等

事業実施主体は、生産者、食品流通事業者、量販店等と連携のもと県産有機農産物等の効率的な出荷・流通モデル構築のため必要となる取組を実施すること。取組の実施に関する基準等は、別表に定めるところとする。

第3 事業実施主体

食品流通事業者、量販店、農業協同組合、農業者が3戸以上で組織する団体、その他農林水産部長が特別に認める団体等で、生産者、食品流通事業者、量販店等と連携して取り組む者とする。

第4 事業実施手続

- 1 事業実施主体の長は、事業計画書（様式1号）を作成し、農林水産部長あて提出するものとする。
なお、事業実施主体が別表の「知事が特別に認める団体等」に該当する場合には、事業実施主体は、申請の際に特認団体協議書（様式1号の2）を添付するものとする。
- 2 農林水産部長は事業実施主体から1の事業計画の提出があった場合は、これを審査し、当該事業計画が適当と認められる場合は、予算の範囲内において、これを承認（様式2号）するものとする。
- 3 事業実施主体の長は、次号に該当する変更を行う場合は、あらかじめ承認を受けるものとし、申請手続きは、1、2に準じて行うものとする。
(1) 事業費の30%を超える経費の増減
- 4 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、3の承認の後、交付決定前着手届（様式3号）を届出のうえ交付決定前に着手できるものとし、届出手続きは1に準じて行うものとする。

第5 補助対象経費

- 1 補助対象経費の範囲
補助対象経費は本事業に直接必要な別紙の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

また、その経理に当たっては、別紙に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業等と区別して経理を行うこととする。

なお、直接要した経費はその根拠を明確にするとともに、適切かつ明確に区分して計上することとする。

2 補助対象経費として申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象経費として申請できないものとする。

- (1) 事業実施に直接関係ない経費
- (2) 自己資金または他の助成により事業を実施中の取組に係る経費
- (3) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- (4) 労働の対価として支払う経費(雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当)
- (5) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。)

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業を実施した年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式4号)を作成し、農林水産部長に報告するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から2年間は、各年度における本事業の実施状況報告書(様式4号の2)を作成し、年度末までに農林水産部長に報告するものとする。

第7 事業の推進指導

県は、事業が円滑に推進できるように県関係機関、農林水産団体等の連携を密にし、推進指導が適切に行われるよう努めるものとする。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（実施要領第2関係）

事業実施主体	採択要件	実施基準	補助率・補助金額
<p>食品流通事業者、量販店、農業協同組合、農業者が3戸以上で組織する団体、その他知事が特別に認める団体等で、生産者、食品流通事業者、量販店等と連携して取り組む者</p>	<p>右欄に定める実施基準を満たしていること。ただし、採択の可否は公募により決定するため、右欄の実施基準を満たしていても採択されない場合がある。</p>	<p>1 次の(1)-ア及び(2)の取組により、県内消費地の量販店等への県産有機農産物等の出荷量の増加が見込まれること。 なお、既存の効率的な※集荷・配送ルートを活用して、出荷・流通の効率化を図る場合も、(1)-アの取組とみなす。※複数の生産者の農産物を共同輸送する集荷・配送ルート また、(1)-イの取組は任意とする。</p> <p>(1) 出荷・流通の効率化 ア 物流の効率化 集荷拠点の設置や集荷・配送ルートの新設または拡充等の物流コストの低減に資する取組 イ 出荷調製・需給調整の効率化 小分け作業の外部委託による出荷調製の省力化や取組参加者間等での需給調整の効率化に資する取組</p> <p>(2) 消費者の理解醸成 店頭でのPRにより消費者の理解醸成を図る取組</p> <p>2 対象とする農産物は以下のとおりとする。 なお、取組において有機JAS認証を受けている農産物が含まれない場合は本事業の対象外とする。 【対象農産物】 有機JAS認証を受けている農産物、ひょうご安心ブランド農産物、ひょうご推奨ブランド農産物、特別栽培農産物、みどり認定や環境保全型農業直接支払交付金の認定を受けた計画に従って生産された農産物</p> <p>3 事業実施主体は宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。</p> <p>4 事業実施主体は代表者を定め、また、組織の運営等について定めた規約等を有すること。</p> <p>5 事業終了後も継続されることを前提とした取組であること。</p> <p>6 1申請当たりの最低事業費は、500千円以上とする。</p> <p>7 事業の実施にあたって、関係者が一体となった推進体制が整備されていること。</p>	<p>定額 ただし、補助金上限額は1,400千円とし、千円未満は切り捨てとする。</p>

別紙（実施要領第5条関係）

目的	費目	内容	留意事項
1 出荷・流通の効率化 (1) 物流の効率化 ア 集荷拠点の設置 イ 集荷・配送ルートの構築	借上料 リース料	<ul style="list-style-type: none"> ・集荷拠点を設置するための倉庫借上げに必要な経費 ・集荷拠点の機能を付与または強化するために必要な機材のリース料 	<ul style="list-style-type: none"> ・備品（取得単価が10万円以上の機器及び器具）については、見積書（原則3社以上、該当する備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・汎用性の高い備品（パソコン、カメラ等）は対象外とする。 ・事業費の30%未満とすること。 ・複数の生産者が共同出荷によるルートを構築する場合や食品流通事業者が庭先集荷を行うルートを構築する場合は対象とする。 ・ルートや運送内容（出荷量、出荷者数）に変更が生じない場合や宅配便の費用は対象としない。 ・消耗品は物品受払簿で管理すること。 ・事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの）の購入に要する経費
	備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・集荷拠点の機能を付与または強化するために必要な備品にかかる経費（ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） 	
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・集荷拠点を維持管理するために必要な経費 	
	運送費	<ul style="list-style-type: none"> ・県産有機農産物等の集荷・輸送に係るトラックチャーターや燃料等の経費 	
(2) 出荷調製・需給調整の効率化	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・県産有機農産物等の出荷に必要な物品（ダンボールやコンテナ等）の経費 ・小分け認証事業者等が新たに県産有機農産物等を取り扱うために必要となる包装資材やラベル等の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品は物品受払簿で管理すること。 ・事業を行うために直接必要な物品（当該事業の

	委託費	・外部に小分け作業を委託する場合の経費	みで使用されることが特定・確認できるもの) の購入に要する経費 ・事業費の 30%未満とすること。 ・事業費の 30%未満とすること。
	通信費	・情報共有を効率化するために必要なシステムの利用にかかる経費	
	委託費	・情報共有を効率化するために必要なシステムの拡張にかかる経費	
2 消費者の理解醸成	販売促進費	・事業を実施するために必要な PR 資材や動画の作成、生産者や販売員の派遣等に係る経費	・量販店等の店頭で消費者に対して直接 PR するための取組に必要な経費
3 その他	旅費	・事業を実施するために必要な打合せ等の実施に必要な経費 ・事業を実施するために必要な会議の出席または指導等を行うための旅費として、依頼した専門家等に支払う経費	・事業費の 15%未満とすること。 ・生産者と実需者のマッチングのほか、事業を行うために必要な交通費（実費） ・事業（説明会、マッチング会等）を行うために必要な会場借料。ただし、茶菓料（お茶代）は対象としない。
	会議費	・事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	謝金	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	
	その他	・事業推進に直接必要な経費で、兵庫県が特に認めるもの	

(別紙様式1号)

令和 年度県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業
実施計画〔変更計画、実績報告〕書

1 事業実施主体

事業実施主体名		
住所		
代表者役職・氏名		
事務担当 連絡先	部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	電子メール	

2 事業目的

--

3 事業概要

取組項目	事業概要
(1) 出荷・流通の効率化 ア 物流の効率化 (集荷拠点の設置、集荷・ 配送ルートの新設・拡充等)	
イ 出荷調製・需給調整の 効率化	
(2) 消費者の理解醸成	

注1) 出荷調製・需給調整の効率化は取組む場合のみ事業概要を記載すること。

4 実施体制

事業の実施体制を記載又は図示すること。また、連携又は委託を行う事業者について、その名称及び概要について記載すること。

事業者名・団体名	役割

5 事業内容

(1) 出荷・流通の効率化

ア 物流の効率化

① 集荷産地及び配送先店舗等

集荷産地 (市町名)	団体名・ 法人名等	主な品目	区分	出荷(予定) 数量(kg)	出荷時期	量販店等の 出荷先店舗

注1) 区分には、以下のA～Fから選択して記載すること。

A：有機 JAS 認証を受けている農産物、B：ひょうご安心ブランド農産物、C：ひょうご推奨ブランド農産物、
D：特別栽培農産物、E：みどり認定や環境保全型農業直接支払交付金の認定を受けた計画に従って生産された農産物、F：A～E以外の農産物

注2) 出荷（予定）数量欄には、出荷先店舗における新規および拡充数量を（ ）書きで記載すること。

注3) 必要に応じて行を追加すること。

②集荷・配送ルート概略図

集荷産地や集荷拠点、集荷・配送ルートについて現状と事業を活用して取組むモデルの内容を図示すること。

【現状】

【取組内容】

③経由地（集荷拠点等）の所在地

名称	所在地	備考

イ 出荷調製・需給調整の効率化

--

注1) 出荷調製・需給調整の効率化に取り組む場合のみ記載すること。

(2) 消費者の理解醸成

店舗名	PR 品目	実施時期	PR 方法

6 経費の配分

事業内容(費目)	総事業費 (税込) 円	補助対象 経費 (税抜) 円	負担区分		積算の 基礎	備 考
			県 費 (補助金所 要額(千円 未満切捨)) 円	その他 (自己負 担) 円		
	円	円	円	円		円
合 計	円	円	円	円	/	円

注1) 事業内容は別紙の目的を参照し記載すること。

注2) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

7 モデル実証による成果および次年度に向けた改善点（実績報告時）

(1) 出荷・流通の効率化

ア 物流の効率化

イ 出荷調製・需給調整の効率化

(2) 消費者の理解醸成

注1) 可能な限り数字等を用いて記載すること。

8 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

9 添付資料

(1) 事業実施主体の概要が分かる書類（組織の規約・定款、認定書等）〔事業計画時〕

※農業協同組合が事業実施主体の場合は不要

(2) 経費の根拠資料（領収書写し等）〔実績報告時〕

(3) 事業実施状況の写真（取組内容が確認できるもの）

(4) その他

(様式1号)

年 月 日
番 号

兵庫県農林水産部長 様

事業実施主体名

住所

代表者氏名

電話番号

電子メール

令和 年度県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業
実施（変更）計画の承認申請について

県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業実施要領第4の1に基づ
き、実施（変更）計画書を提出します。

記

1 提出書類 別紙様式1号

(様式1号の2)

年 月 日
番 号

兵庫県農林水産部長 様

事業実施主体名
住所
代表者氏名
電話番号
電子メール

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地
特認とする理由		

(注) 事業実施主体の定款、規約等を添付すること

(様式2号)

年 月 日
番 号

事業実施主体
代表者名 様

兵庫県農林水産部長

令和 年度県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業
実施（変更）計画の承認について

県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業実施要領第4の2の規定により、
事業実施（変更）計画を承認します。

(様式3号)

年 月 日
番 号

兵庫県農林水産部長 様

事業実施主体名
住所
代表者氏名
電話番号
電子メール

令和 年度県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業に
係る事前着手届

標記事業について、下記条件を了承のうえ、別添のとおり補助金交付決定前に着手したいので、実施要領第4の3の規定により届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これら損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

(別添)

事業実施主体名	実施場所	事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由
			円			

(様式4号)

年 月 日
番 号

兵庫県農林水産部長 様

事業実施主体名
住所
代表者氏名
電話番号
電子メール

令和 年度県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業実績の
報告について

県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業実施要領第6の1の規定により、
下記の関係書類を添えて報告します。

記

1 提出書類 別紙様式1号

(様式4号の2)

県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業 実施状況報告書 (年目)

令和 年 月 日

兵庫県農林水産部長 様

事業主体名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号
電 子 メ ー ル

令和 年 月 日付けで補助金交付決定を受けた県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業の令和 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 出荷・流通の効率化

(1) 取組概要 (物流の効率化、出荷調製・需給調整の効率化)

--

(2) 出荷実績

団体名・法人名等	主な出荷品目	出荷数量(kg)	出荷先店舗	年間配送日数

2 消費者の理解醸成

(1) 取組概要 (店頭でのPR等)

--

(2) 実施内容

店舗名	PR品目	実施時期	PR方法

3 添付資料

(1) 事業実施状況の写真 (取組内容が確認できるもの)

(別紙様式1号)

令和 年度県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業
実施計画〔変更計画、実績報告〕書

1 事業実施主体

事業実施主体名	株式会社●●		
住所	神戸市中央区下山手通5-10-1		
代表者役職・氏名	代表取締役社長 兵庫 太郎		
事務担当 連絡先	部署	●●	
	担当者氏名	●● ●●	
	住所	神戸市中央区下山手通5-10-1	
	電話番号	078-362-3486	
	電子メール	ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp	

2 事業目的

県産有機農産物等の出荷コストの削減や販路拡大を推進するため、県内大消費地の神戸・阪神間のスーパーに向けた効率的な出荷・流通モデルの実証を行う。

3 事業概要

取組項目	事業概要
(1) 出荷・流通の効率化 ア 物流の効率化 (集荷拠点の設置、集荷・配送ルートの新設・拡充等)	神戸市、丹波市、豊岡市、養父市の生産者の近隣に集荷拠点を設置し、各産地での集荷量を確保する。加えて、新たに集荷・配送ルートを構築し、物流の効率化を図る。
イ 出荷調製・需給調整の効率化	小分け作業を(株)小分けへ外部委託することで、産地の出荷に係る労力を低減し、規模拡大を促進する。また、量販店のニーズを生産者へ提供し、需給調整を行う。
(2) 消費者の理解醸成	▲▲神戸店、西宮店の店頭でPOP等を常時掲示する他、生産者や販売員を派遣してPRを行う。

注1) 出荷調製・需給調整の効率化は取組む場合のみ事業概要を記載すること。

4 実施体制

事業の実施体制を記載又は図示すること。また、連携又は委託を行う事業者について、その名称及び概要について記載すること。

事業者名・団体名	役割
株式会社神戸太郎、ひょうご安心ブランド [®] 出荷グループ [®] 、丹波有機野菜出荷組合、豊岡農園、ひょうご推奨ブランド [®] 出荷グループ [®]	有機農産物等の生産
株式会社●●	事業実施に係る全体調整 有機農産物等の集荷と量販店への配送、産地と量販店との需給調整、店頭でのPR
株式会社小分け	有機農産物等の小分け
株式会社▲▲	有機農産物等の販売、店頭でのPRへの協力

5 事業内容

(1) 出荷・流通の効率化

ア 物流の効率化

① 集荷産地及び配送先店舗等

集荷産地 (市町名)	団体名・ 法人名等	主な品目	区分	出荷(予定) 数量(kg)	出荷時期	量販店等の 出荷先店舗
神戸市	(株)神戸太郎 ひょうご安心 ブランド [®] 出荷グル ープ	ほうれん そう レタス	A	30,000 (10,000)	周年	▲▲神戸店
			B	20,000 (10,000)	10~12月	
丹波市	丹波有機野菜 出荷組合	にんじん	A	50,000 (30,000)	11~12月	▲▲神戸店
豊岡市	豊岡農園	ピーマン	B	(30,000)	6~9月	▲▲西宮店
養父市	ひょうご推奨 ブランド [®] 出荷グル ープ	なす	C	(10,000)	6~9月	▲▲西宮店

注1) 区分には、以下のA~Fから選択して記載すること。

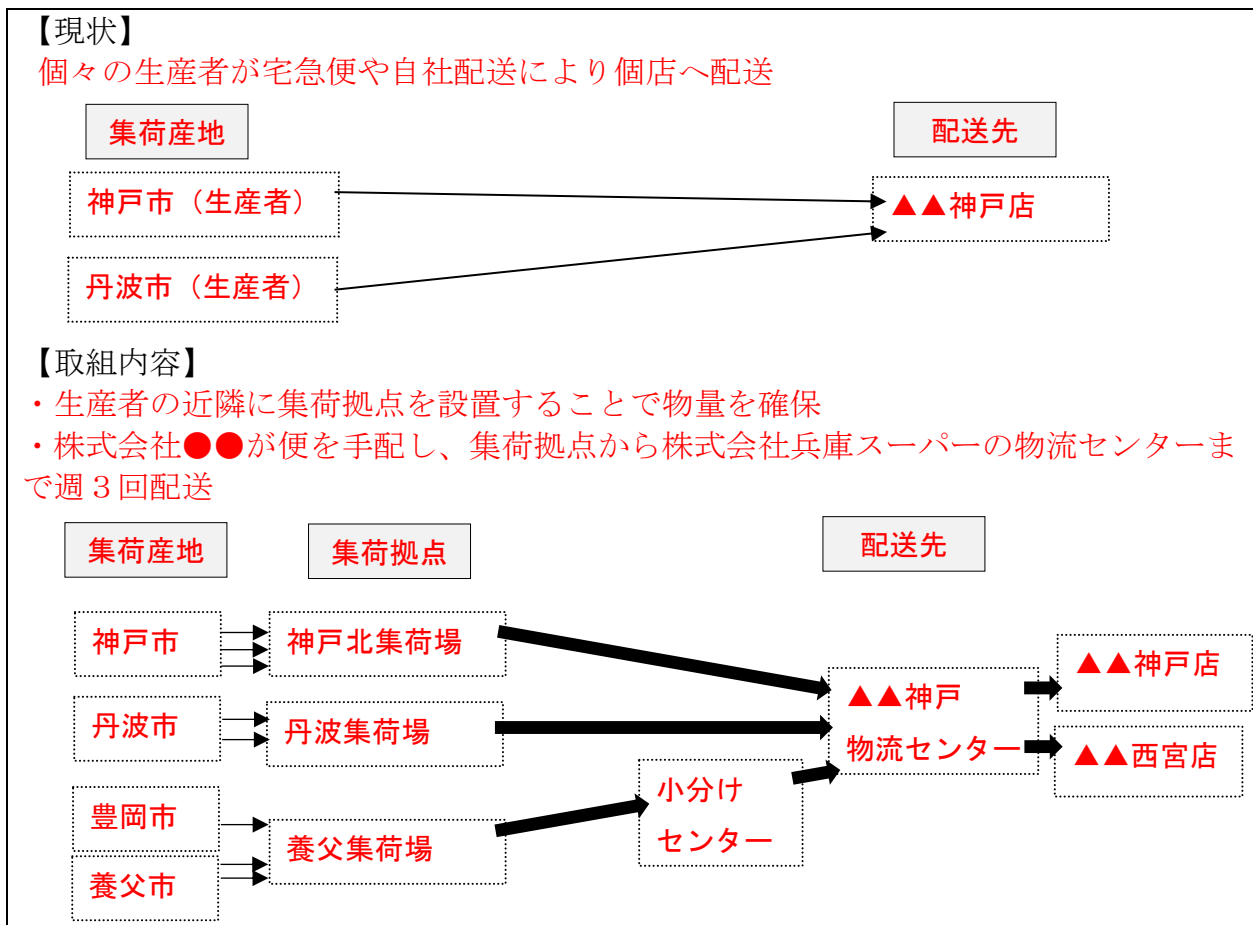
A：有機 JAS 認証を受けている農産物、B：ひょうご安心ブランド[®] 農産物、C：ひょうご推奨ブランド[®] 農産物、
D：特別栽培農産物、E：みどり認定や環境保全型農業直接支払交付金の認定を受けた計画に従って生産さ
れた農産物、F：A~E以外の農産物

注2) 出荷(予定)数量欄には、出荷先店舗における新規および拡充数量を()書きで記載すること。

注3) 必要に応じて行を追加すること。

②集荷・配送ルート概略図

集荷産地や集荷拠点、集荷・配送ルートについて現状と事業を活用して取組むモデルの内容を図示すること。



③経由地（集荷拠点等）の所在地

名称	所在地	備考
神戸北集荷場	神戸市××××	JA〇〇の倉庫を借上げ
丹波集荷場	丹波市××××	〇〇農園の倉庫を借上げ
養父集荷場	養父市××××	株式会社△△の倉庫を借上げ
▲▲物流センター	神戸市××××	株式会社▲▲
小分けセンター	三田市××××	株式会社小分け

イ 出荷調製・需給調整の効率化

・豊岡市および養父市の有機農産物について、小分け認証取得業者である株式会社小分けへ小分け作業を外部委託することで、出荷者の出荷にかかる負担軽減を図る。

注1) 出荷調製・需給調整の効率化に取り組む場合のみ記載すること。

(2) 消費者の理解醸成

店舗名	PR 品目	実施時期	PR 方法
▲▲神戸店 ▲▲西宮店	ほうれんそ う、レタ ス、にんじ ん、ピーマ ン、なす等	11月 8月 7～12月	生産者と販売員を店頭へ派遣しPRを行う。(11月に1回、8月に1回、計2回) 産地紹介動画を計3本作成、売場で放映するとともにPOP、のぼり等を掲示し、PRを行う。

6 経費の配分

事業内容(費目)	総事業費 (税込)	補助対象 経費 (税抜)	負担区分		積算の 基礎	備 考
			県 費 (補助金所 要額(千円 未満切捨))	その他 (自己負 担)		
集荷拠点の設置 (倉庫借上げ料)	円 165,000	円 150,000	円 150,000	円 15,000	倉庫借上げ料@11,000 ×3か所×5ヵ月	円 15,000
集荷・配送ルー トの構築(運賃)	1,320,000	1,200,000	1,200,000	120,000	トラックチャーター代 @22,000×12日×5 ヵ月	120,000
出荷調製の効率 化(委託費)	110,000	100,000	100,000	10,000	小分け作業の委託費 @5×20,000袋	10,000
消費者の理解醸 成(販売促進費)	330,000	300,000	50,000	280,000	販売員派遣 @16,500×2店舗 PR 動画 @88,000×3本 POP@1,000×15個 のぼり @1,100×15個	30,000
合 計	円 1,925,000	円 1,750,000	円 1,500,000	円 425,000		円 175,000

注1) 事業内容は別紙の目的を参照し記載すること。

注2) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

7 モデル実証による成果および次年度に向けた改善点（実績報告時）

(1) 出荷・流通の効率化

ア 物流の効率化

- ・今回モデルとして取り組んだ集荷・配送便の物流コストは、平均■円／ケースで、従来の宅急便等による物流コスト■円／ケースに比べて低減することができた。
- ・しかし、収益性は極めて低く、集荷・配送便を維持するためには、出荷量を確保し、更なる物流コストの低減を図る必要がある。
- ・次年度に向けては、既存出荷者と意見交換の場を設定し、量販店のニーズに基づく計画生産の働きかけと既存出荷者のネットワークを通じた新規出荷者の掘り起こしを行う。

イ 出荷調製・需給調整の効率化

- ・出荷者からは、出荷作業の負担が大幅に軽減できたため、継続して小分け作業を委託したいという声があった。
- ・引き続き、出荷者が小分け作業の外部委託を選択できる体制を維持していく。
- ・また、集荷時の需給調整について、現状は各出荷者と個別にやりとりをしており、出荷者が増加するにつれて労力が大きくなっていくと思われる。
- ・効率化に向けては、各産地で調整機能を有する体制構築を目指して、まずは関係機関と連携を図りながら、各産地において出荷者のグループ化を促したい。

(2) 消費者の理解醸成

- ・生産者や販売員による店頭でのPRは、消費者から好評を得られた。
- ・しかし、当初は売場への資材の掲示や動画の放映などによるPRを継続的に行う予定だったが、集荷量が少ないために実施できない期間もあった。
- ・県産有機農産物等をスーパーに安定的に供給することを目指して、産地との連携を深めていきたい。

注1) 可能な限り数字等を用いて記載すること。

8 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

9 添付資料

- (1) 事業実施主体の概要が分かる書類（組織の規約・定款、認定書等）〔事業計画時〕
※農業協同組合が事業実施主体の場合は不要
- (2) 経費の根拠資料（領収書写し等）〔実績報告時〕
- (3) 事業実施状況の写真（取組内容が確認できるもの）
- (4) その他

(様式4号の2)

県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業 実施状況報告書 (年目)

令和 年 月 日

兵庫県農林水産部長 様

事業主体名 株式会社●●
住 所 神戸市中央区下山手通 5-10-1
代表者氏名 代表取締役社長 兵庫 太郎
電話番号 078-362-3486
電子メール ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

令和 年 月 日付けで補助金交付決定を受けた県産有機農産物等の出荷・流通モデル構築支援事業の令和 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 出荷・流通の効率化

(1) 取組概要 (物流の効率化、出荷調製・需給調整の効率化)

- ・令和●年度に引き続き、神戸市、丹波市、養父市に集荷拠点を設置。
- ・週2回、弊社が各地域の集荷拠点から▲▲の神戸物流センターへ配送。
- ・生産者が増加し、今年度より▲▲三宮店への配送を開始。

(2) 出荷実績

団体名・法人名等	主な出荷品目	出荷数量(kg)	出荷先店舗	年間配送日数
株式会社神戸太郎 ひょうご安心ブランド 出荷グループ 丹波有機野菜出荷組合 豊岡農園 ひょうご推奨ブランド 出荷グループ 神戸有機野菜出荷グループ 養父有機野菜出荷グループ	ほうれんそう レタス にんじん ピーマン なす	60,000kg 30,000kg 100,000kg 50,000kg 20,000kg	▲▲神戸店 ▲▲西宮店 ▲▲三宮店	100日

2 消費者の理解醸成

(1) 取組概要 (店頭でのPR等)

- ・▲▲神戸店、▲▲西宮店でPOPやのぼりの掲示および動画の放映を実施。
- ・▲▲三宮店では店頭で生産者によるPR販売を実施。

(2) 実施内容

店舗名	PR 品目	実施時期	PR 方法
▲▲神戸店 ▲▲西宮店 ▲▲三宮店	ほうれん そう レタス にんじん ピーマン なす	11 月 6～12 月	生産者を店頭へ派遣し PR を実施。 (11 月 1 日) POP、のぼり等を売場に掲示する とともに動画を放映。

3 添付資料

(1) 事業実施状況の写真 (取組内容が確認できるもの)